平成２５年（フ）第６３号
福島市黒岩字林ノ内２番地の３　コーポ黒岩203号
破産者　清水　一二
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７３号
福島市西中央４丁目14番地の４　レジデンスサニー305号、住民票上の住所福島市西中央３丁目88番地の２
破産者　阿部　敏博
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７５号
福島県伊達市保原町上保原字内山台９番地１
破産者　深谷　友紀
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
群馬県太田市藪塚町3298番地３
破産者　町田　康彰
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２３５号
神奈川県大和市下鶴間2748番地４　ニューライフ大和第２寮、開始決定時の住所神奈川県大和市福田５丁目５番地１　セルピナ桜ケ丘ランドヒルズ803号
破産者　亀井　広志
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０２号
横浜市神奈川区片倉５丁目11番48号　ハイツカルテット201号
破産者　合田　美映
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
新潟県佐渡市両津夷340番地
破産者　大山　輝一
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第３号
新潟県佐渡市両津夷340番地
破産者　大山　サチ
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第９６号
静岡県駿東郡小山町須走73番地の10　川合住宅Ｄ－７
破産者　池谷　信行
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
愛知県豊橋市曙町字若松100番地の１　３－Ｄ
破産者　本道正こと　ホンドウ　タダシ　ウイルソン
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２６３号
京都市伏見区日野畑出町37番地の13
破産者　岸本電設こと　岸本　　修
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
和歌山県日高郡みなべ町埴田929番地１　坂口アパート３号館３号室、前住所和歌山県田辺市たきない町11番６号
破産者　尾原　範昭
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２３号
鹿児島県大島郡龍郷町瀬留895番地19　ベイフロント瀬留２号棟403
破産者　押井　三範
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２３０５号
名古屋市中村区上ノ宮町１丁目15番地　むつが荘Ｃ号
破産者　中国料理だあびいこと　鈴木　正吉
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９９号
愛知県稲沢市小池２丁目24番１号
破産者　伊藤　勝明
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６５号
愛知県春日井市東野町２丁目12番地18、従前の住所名古屋市東区徳川１丁目10番28号　ユーハウス第２徳川902号
破産者　廣瀬　律子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５０号
鹿児島県鹿児島市小山田町9533番地２
破産者　福永　礼子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
札幌市北区屯田４条３丁目14番24号
破産者　佐々木治彦
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部